

第1回糸魚川市男女共同参画推進委員会会議録

(平成 30 年度)

日	平成 30 年 8 月 23 日	時間	15:00~16:50	場所	市役所 2 階会議室
件名	次第 別紙資料のとおり				
出席者	【出席者】 8 人 (以下敬称略) 岩崎千穂、大島昌枝、加藤邦子、金子浩子、倉又富美子、長谷川仁基 早川正明、渡辺澄男 【欠席者】 1 人 楠田優子 【事務局】 環境生活課 五十嵐課長、木島係長、林主査				
	傍聴者定員		5 人	傍聴者数	0 人

会議要旨

- 1 開 会 (15:00)
- 2 市長あいさつ (山本部長)
- 3 委員、事務局紹介
- 4 委員長選出
男女共同参画推進委員会条例第 5 条に基づき、委員長、副委員長の選出を行う。
意見がなければ「事務局に一任」ということでした承。
事務局案により、大島昌枝委員を委員長に、早川正明委員を副委員長に決定。
- 5 審議事項
 - (1) 進行管理票に記載する事業の選定について
事務局より説明
《説明内容》
○男女共同参画推進委員会委員について
委員の任期が 2 年で年 2 回程度の会議を行い、男女共同参画の推進を目的に第 2 次いといがわ男女共同参画プランの目標指標に向かい、男女共同の視点をいかに事業に取り込むかについて審議を行う。
1 回目の委員会では、第 2 次いといがわ男女共同参画プランに基づき、市が行っている事業について評価対象となる事業を選定し、2 回目は、選定された事業の評価を行う。
委員会で評価した内容は、市の担当課へ戻し、その後の施策へ反映できるかの検討を行う。
委員の皆様配布の第 2 次いといがわ男女共同参画プランは、平成 33 年度までの計画となっているため、それまでに計画の見直しを行う必要がある。
今後は、平成 32 年度に市民アンケートを行い、平成 33 年度に新しいプランの策定作業を行う予定。
 - 本日の委員会での審議内容
平成 28 年度に策定した「第 2 次いといがわ男女共同参画プラン」では、目標指標を設定した。(進行管理票の 4 に記載)
進行管理票の 5 関連事業には、3 基本的施策、4 目標指標に関係する事業をあげている。今回のこの委員会では、5 に記載の関連事業の中から事業を選定する作業をしていただく。

今後、ここで選定した事業について、各担当課に報告をする。年度末に、担当課により、その事業の実績、進行管理票裏面にある7達成度の判定、その事業の課題・分析、今後の取組についてまでを記載する。その後、3月頃に予定している第2回目の委員会でその内容を確認し、評価、意見などを出し、その委員会で出た意見について事業を担当する課へ返し、各担当課は事業の見直し作業を行うというような流れになる。

今回選ぶ事業は、プランの基本的な方向の8項目の中から、Ⅰ-(3)雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス、Ⅱ-(1)生涯を通じた男女の健康支援、Ⅱ-(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶、Ⅲ-(1)男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備の4項目から各1つとすべての項目のうち1つのあわせて5つの事業である。

今回、選ばなかった事業については、別途進捗管理を行う予定としている。

昨年度評価した事業は別紙1の黄色く着色した事業となる。

《関連事業選定 意見・質疑等》

(委員) 5関連事業の項目から1つずつ選ぶということか。

(事務局) 関連事業から1つずつとなると全部で8事業が選ばれることになる。昨年度選ばれていない事業を中心に選定し、数は5事業程度でお願いしたい。

(委員) 基本的には昨年度選んでいない事業から選定するのか。

(事務局) 昨年度選定された事業を継続してみたいということであれば昨年度選定された事業と同じでもよい。選定の仕方は協議していただき、全体で5事業であればよい。

(委員) いろんな事業がある中で別紙1から事業を選定すればよいのか。

(事務局) 進行管理票が複数枚あり、基本的な方向8つある中から1つずつ選ぶと数も多くなるため、別紙1の基本的な方向Ⅰ-(3)の3つの事業から1つ、Ⅱ-(1)の4つの事業から1つ、Ⅱ-(2)の3つの事業から1つ、Ⅲ-(1)5つの事業から1つ選んでいただくと全部で4つの事業が選定されることになる。さらにⅠ-(3)、Ⅱ-(1)、Ⅱ-(2)、Ⅲ-(1)以外、全体の中から1つの事業を選定すると全部で5つの事業が選定されることになるのでその作業をお願いしたい。黄色く着色した事業は昨年度評価した事業となるので、それ以外の事業で選定してもいいが、昨年度評価したが経過を見ていきたいということであれば昨年度と同じ事業を選定しても構わないし、5つに限らず選定する事業の数を増やすことも構わない。

(委員) 国や県の施策などあるが糸魚川市での男女共同参画の一番の課題は何か。

(事務局) 各課で進めている中でそれぞれの事業の目的がある。その中にどのように男女共同参画の視点を織り込んでもらうかの調整が難しいところである。市役所の中でもそういった課題を抱えているため、民間レベルになると推進ということは難しい面も多々あるかと思うが市の事業を広げていく中で横展開をし、民間レベルまで広げていきたい。

(委員) 示された事業を選定するのはいいが、現在課題だと思ふ重点を施策にあげて進めていかないと本当の課題解決にはならないのではないかと。全体の事業の中で向かう方向が焦点化されていないと課題解決の焦点がぼけてしまう。事業を行い、返して横展開するだけでなく、「私たちはこれを行っていく」という方向の柱がほしい。

(事務局) 1つは市民を含めた住民の皆さんの意識の改革が施策の大きな根となる。それについては啓発などを行うことで皆さんの意識が変わり男女共同参画社会を築いていくという気持ちになることがベースである。その部分を取り上げても目に見えづらく評価が難しいため1年ではなく5年くらいのスパンの中で住民の皆さんの意識の変化を見ていきたい。一番重要な

のは意識改革だがそこを選ぶと評価が難しいため、糸魚川市が直接行う施策である個別分野の中から評価を行っていただきたい。

(委員) 現在第2次いとがわ男女共同参画プランだがこの先、第3次・第4次ということになるのか。

(事務局) この先第3次、第4次、男女共同参画社会が実現するまで、となるとある程度永遠の課題だが、5年程度のスパンで直近では第3次の計画は平成32年度にアンケートを行い、平成33年度に計画の見直しを行う予定である。

(委員) 第2次の段階ではいろんなところに焦点を広くあてて、第3次、第4次で突き詰め検討していくという段階と考えていいか。今後も長く取り組む問題と考え、今の段階ではどこに焦点をあてるのかを決めるのは難しいということだとらえてよいか。

(事務局) 市の施策での守備範囲、国・県の施策での守備範囲、民間や地域で取り組む分野もあり、男女共同参画は相当広いものとなるが、今回評価をお願いしたいのは市が行う施策のうち男女共同参画に資する事業である。その中から事務局で挙げた事業の中からいくつかを委員の皆さんで選んでいただきたいもの。

(委員) 計画における指標一覧表では、平成33年度までの目標値が記載されている。目標値に向かうための施策を総合的に考えて別紙1にまとめたという考え方でよいか。

(事務局) 基本的には委員がおっしゃったように平成27年度の現状値から平成33年度の目標値に向かえるような施策を取り組んでいきたいということで各課が事業を展開している。直接目標値につながる事業と、啓発活動など事業を継続していくことで数値に変化が見られるものなどが混在しているのが現状。基本的には目標値に向かっていくためには市の施策の守備範囲の中でどういった事業ができるかを挙げているのが進行管理票のなかのそれぞれの事業である。

(委員) 重点をかけるということで、働き方改革など職場でも進めようとしているがなかなか進まないという現状もある。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律は10年の時限立法である。その中には、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。そのために家庭生活と職業生活の両立を図るなどの環境整備のことがうたわれている。共同参画として重点をかけていくのは推進の柱Iでその中でもI-(3)働き方改革で重点をかけていかないと意識改革が目に見えてこないのではないか。それによって選定の仕方も違うと思う。

(事務局) 働き方改革に重点をおいて選んでいただくのも可能。事務局としては、合計5つを選んで進行管理をしていただければと思う。まずは事業の説明を行う。

※事務局より関連事業について説明

(委員) はびねす健診とはどういったものか。

(事務局) 保健センターなどで行っている健康診断の内容と同じもので会場が健康づくりセンターはびねすで行うもの。39才以下の若い方が対象で待ち時間もそれほど多くないことから、赤ちゃんを連れた方も来やすい環境である。健診を受けた方はフィットネスやお風呂が無料で利用できる。

(委員) ヴィラオレッタで行われる体操教室の利用は市の無料券などはあるのか。

(事務局) 民間事業者なので市での助成はない。

(委員) I-(3)の中だとワーク・ライフ・バランス推進事業が柱になると思うがそれ以外の事業を選んだほうがいいのか。

(事務局) ワーク・ライフ・バランス推進事業は昨年度始まったばかりなので引き続き進行管理をしていくという意味では今年度も選んでいただいていると思う。

(委員) 昨年度評価したものは、重点と思われて選んだので、今年度選ぶ場合にも同じ事業を選ぶ可能性が高い。ワーク・ライフ・バランス推進事業で、昨年度企業側へワーク・ライフ・バランスの話をしに行くという話は実際どうなったのか。

(事務局) 昨年度は女性の働きやすい就業環境整備支援事業補助金の周知とあわせて企業を訪問した。企業のリーダーに男女共同参画の意識改革の先頭に立ってもらおうということの象徴としてピンク T シャツプロジェクトを始め、協議会の中で話をさせていただき、企業の方が皆さん集まって会議を行った。市やハローワークが中心となって企業に働きかけ、賛同いただいた 19 社がワーク・ライフ・バランス推進協議会に参加している。具体的には企業のトップが他の企業の状況を聞きながら、より働きやすい職場となるよう企業のなかでできることから行っていただくなど、改善するなかで協議を進めていくことになる。

(委員) 企業のトップの方と話をする機会があるのなら、女性の登用について働きかけ、パートから正社員にするなど今までの実績より 1 人でも 2 人でも女性を登用し、男女が共同で参画する社会になるよう働きかけていかないと意識は変わらない。地道な活動で意識改革を図ってほしい。女性の登用がされると、男性と同じように責任を果たさなければならないので、女性が男性と同じように夜遅くまで働くこともある。その場合、男性が子守や食事を作ることができるなどバックアップできるようにする必要がある。まずは、企業にお願いしに行き、正社員を 1 人でも増やすなど少しでも実績を数字で上げていくことが大事。

(事務局) ワーク・ライフ・バランス推進協議会の中でも話をしていきたい。

(委員) ワーク・ライフ・バランス推進協議会に出てきている企業の方は意識が高いが、それ以外の企業にも訴えてほしい。

(事務局) 底辺を広げるための努力と、意識を高く取り組まれている企業の方の意識をより高く引き上げ、市内の事業所のモデルとなってもらおうという 2 つの取組が必要となるのでご意見を担当課（商工観光課）にも伝えたい。

(委員) 市役所の女性管理職の割合は、2.6 パーセントと低いと全体数の中での男女比は同じくらいなのではないか。

(事務局) 市役所の正職員・臨時職員全てあわせた男女比は同じくらいになると思う。

(委員) 民間ばかりではなく、市役所の女性の管理職を増やしてモデルを示すべきだと思う。

(事務局) 市女性職員の早期退職が男性に比べて多いのが 1 つの原因としてある。ちょうど管理職適齢期の年代くらいで退職する女性が多いという現状もあり、計画を作成した当初は管理職の女性の割合 10% を目標としていたが現実として率が上がらないのが現状。民間企業に女性の管理職の登用をお願いしておいて、当市役所の率が上がらないのはおかしい。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の中で 301 人以上の特定事業主の義務として、労働時間などの事業主計画を作成している。その中での女性管理職比率 10% に向かって努力していくということを市としても行っていく予定。市の採用時における女性の割合は多いものの、長く勤めていく中で家庭の事情や本人の体調面などもあり、管理職として長く務める方は少ない現状。

(委員) 早期退職が多いというのは、女性が働きづらい職場環境がまだあると思う。採用の時点では意欲を持って入るが年齢を重ねるといような事情により早期退職になる現状もある中、

男性も女性も意識改革が必要。

(事務局) 一方では女性消防士が採用になって活躍している面もあるので、女性の職業・男性の職業という垣根は低くなってきている。

(委員) 市長の公約にも女性の登用がずっとあるが、なかなか現実的には浸透してきていない。

(事務局) 市役所においても能力・意欲のある方は男女関係なく長く勤められるような職場づくりをしていかなければならない。

(委員) 市役所の職員の意識改革と言っても、中で働いている女性から声をあげるのは難しいことなので、男女共同参画推進委員会で意識改革が必要という強い意見が出たということをも市民の声として言ってほしい。男女共同参画推進委員も市民ということで意識を変えていく原動力となりたい。

(委員) 市内の学校をみても女性校長は少ないし、男女共同参画は長い戦いなのかと思う。しかし、少しずつだが改善されているのをいろんなところで見られるのはうれしいことの1つである。

(委員) 選ばれた5つの事業の関係課は、今後進行管理票に基づき事業の評価をして課題分析・今後の取り組みをやっていく流れか。そうであれば、事業を選定する視点としては、事業を分析の際、改善にしてほしいと思う事業や目標を早く達成してもらいたい事業を選定すればいいのではないか。

(事務局) 改善だけでなく、現在の事業をより拡大・力をいれてほしいなどといういろんな視点から意見を伺いたい。

(委員) 教育としては推進の柱Ⅲ-(1)で親御さんが仕事に行く場合、子どもの体調などで仕事にいけない場合がある。推進の柱Ⅲ-(1)全体を網羅して力を入れていただきたい。安心安全な暮らしの実現については、老若男女関係なく人権として男女関係なく行っていかなければならないことなので他課で行っていただき、ここでは女性が働きやすい環境を作ることによって推進の柱Ⅲにもっと力を入れていただくような事業の選択の方法をお願いしたい。

(事務局) それでも構わない。

(委員) 介護の職場は女性職員が多く、子どもを学童保育に預けている職員もいるので制度的なものを検討していただければありがたい。

(事務局) 推進の柱Ⅲ-(1)から少なくとも2つ以上、複数の事業を選定することとする。事務局案はあるが、事業選定の目安としては全部で5本程度ということで選んでほしい。

(委員) 推進の柱Ⅲ-(1)全部の事業を選定してもいいと思う。

(事務局) 推進の柱Ⅲ-(1)5本全部を選定してもいいが、ほかの視点もバランスよく選ぶということからも推進の柱ⅠとⅡからも少なくとも1つずつくらい選定してほしい。推進の柱Ⅲ-(1)で委員の皆様が力を入れたい部分があれば別だが、特別保育・学童保育事業は内容が充実した部分はあるものの制度的には変わっておらず、長く行っている事業である。新しい制度としては、休日お助け保育事業・病児・病後児保育事業・ファミリーサポートセンター事業がある。

(委員) 計画における指標一覧表のなかで子育て環境の満足度の目標値を達成するためには、5つの事業のうち1つだけ選ぶのでは満足度は上がらない。ある程度全体を網羅してこそ満足度は上がる。広く大きくみんなに関わる事業をしっかりとやっていくほうが満足度や働きやすいということにつながると思う。そう考えると学童保育事業がいいと思う。病児・病後児保育も

仕事をする上では大事かと思うが、それもほんの一時のことで、一般的に平日働きやすくするというのであれば学童保育事業であろう。18時までに迎えに行くというのは、職場的には非常に厳しい。そういったところにもう少しお金をかけてもらいたい。

(事務局) 委員の任期は2年なので今回は推進の柱Ⅲの中から5つの事業を選定し、来年度推進の柱ⅠとⅡから選定する方法でもいいが、昨年度評価したワーク・ライフ・バランス推進事業は職場の働きやすさや男女共同参画の視点で市として行っている事業なので事務局としては引き続き進行管理をして取り上げていければいい事業である。

(委員) 選定されなかったからと言って市の事業担当者が手を抜くわけではない。時間の都合で5つの事業を選定しているだけである。

(事務局) 事業に対して委員の皆さんがこうしてほしい、こうあってほしい、という思いがある事業を選定した場合、委員の意見を主管課へフィードバックし、施策に反映できるかどうか検討を行うことになる。

(委員) 学童保育の時間延長など、男女共同参画推進委員会を通して教育委員会に申し出るとは可能か。

(事務局) それぞれの立場から選ばれた委員の意見を男女共同参画推進委員会の意見として担当課に話をすることは可能。今年度についてはすでに事業を実施しているため、来年度の施策にむけての意見として担当課に伝える。

(委員) 働く母のことを思うと学童保育の時間延長をしてもらいたいが、子どもの立場でいうと時間延長すると家に帰る時間が遅くなるということもあるので、どこかで線を引き迎えに行ってもらってほしいという葛藤がある。

(委員) 夏休みに児童クラブに行く機会があった。子どももそうだが暑い中働いているスタッフもものすごくがんばっている。ぎりぎりのところで行っている中で時間延長となると働くスタッフの確保も大変になると思う。ある程度子どもの人権も尊重されるような環境がほしいと思う。働き方改革の旗印のもと、きちっと対応していかなければならない現実もある。市担当課の職員が現場を見るべきだと思う。現場の実態を知って何が必要なのか、どうサポートすべきなのかを実際見てほしい。市の計画をみると多くの事業に予算をつけて行っているが、それぞれの事業を丁寧に見直してみることも大事かと思う。

(事務局) 推進の柱Ⅲ-1が肝になるが、全体の数を増やし、Ⅲ-1のうち昨年度評価した病後児童保育事業を除いた4つの事業と推進の柱Ⅰ・Ⅱからそれぞれ1つずつ、合計6つの事業でいかがか。

(委員) 1つ増やすことは仕事が1つ増えるわけなのでやってはいけない。高齢者・障害者の虐待防止については福祉事務所で行っていただきたい。男女共同参画としては選定の必要はない。

(事務局) 今年度に関して推進の柱Ⅱは、進行管理という部分からは外させていただき、推進の柱Ⅰからはワーク・ライフ・バランスを選定、推進の柱Ⅲ-1から4つの事業を選定し、全部で5つの事業を事務局案としたいがどうか。

(委員) 病後児保育事業で昨年度3名の実績とのことだが、それについては見直しがかかる可能性があるのか。そうなった場合は別の事業となるのか。

(事務局) 病児保育は、病院と併設だが、病後児保育は病院と併設ではない。病後児保育の利用件数は少ないが潜在的なニーズはあると思うので、なくすという意味ではなく、ニーズに合

わせた形態・周知について見直しをかけるというのが主管課の現在の考えである。

(委員) こういった事業を知らない人もいないのではないか。

(事務局) 制度を知っていても利用をためらう方もいるかもしれないし、実際利用した方の声を聞けば1歩踏み出せるということもある。

(委員) 会社で利用した方からの口コミが広まっていくことにより、病児保育の実績が落ちることはないだろう。

(委員) 病児保育は病院とセットになっているので制度的にも使いやすい。診断書を持ってそのまま手続きできるなど、ステップを踏む必要がないというのが利用者にとってはありがたい。病後児保育だと利用に何ステップも踏まなければならない。病院に併設していると受診の結果によりそのまま保育園に行くなど、その後の判断の選択肢が増えるメリットがあり、使いやすい。病後児にも同じ利用のしやすさをやっていただくと利用者がのびるのではないか。

●進行管理する事業については、委員全員の意見を集約する中次の5つの事業を進行管理することとなった。

I-(3)進行管理する事業

- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業

III-(1)進行管理する事業

- ・特別保育事業
- ・休日お助け保育事業
- ・学童保育事業
- ・ファミリーサポートセンター事業

6 その他

第2回目の委員会は、3月頃開催予定となる。時期が来たらお知らせする。

7 閉会 (16:50)